

指定学校の変更許可基準

許可理由	許可基準	許可期限	添付書類
地理的理由	保護者の住所が指定学校から極めて遠距離にあり、指定学校へ通学することに支障があると認められるとき (概ね、小学校 4Km 以上、中学校 6Km 以上)	・卒業まで	
身体的理由	身体虚弱等により、指定学校への通学が困難な場合	・卒業まで	・医師の診断書
教育的配慮	①いじめ、不登校など ・いじめ、不登校等の解消のため、やむを得ず他の学校への通学を希望する場合 ②指定学校に希望する部活動がないため	・卒業まで ・卒業まで ただし、中途退部した場合（中学３年の引退を除く）は、学年末まで	・学校長からの理由書等
住居に関する理由	①学年途中の転居 ・学年途中の転居により指定校が変更になり、保護者が前籍校への就学を希望する場合 ②転居予定 ・住宅の新築等又は転居予定により、事前に転居先の指定校への通学を希望する場合	・学年終了まで ・転居予定日まで（１年以内）	・賃貸契約書 ・売買契約書 ・建築確認証明書（写）
家庭に関する理由	保護者留守家庭（小学校のみ） ・保護者の就労により留守家庭となるため、預かり先等のある校区の学校へ通学を希望する場合	・卒業まで ただし、年度ごとに証明書が提出されない場合は、学年末まで	・勤務先の在職証明書又は児童の預かり先証明書（ <u>毎年提出</u> ）
その他	①兄弟・姉妹同一校への通学 ・指定学校変更許可を受けた児童生徒の兄弟・姉妹について、当該変更許可を受けた学校への通学を希望する場合 ②その他、教育委員会が特に必要があると認めた場合	・兄弟・姉妹の在学有効期限まで ・卒業まで	・審査委員会が必要とする書類

※通学は、原則、徒歩あるいは保護者送迎となり、通学に関する全ての問題は保護者の責任とすることを条件とする。

令和８年７月１日以前に許可したものについては、すでに許可された期間までとする。